

28文科初第1234号
平成28年12月16日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

(印影印刷)

東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応
について（通知）

平素より、各都道府県・指定都市教育委員会等におかれましては、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難されている児童生徒へのきめ細かな対応や心のケアの充実等に御尽力いただいているところです。しかしながら、最近において、原子力発電所事故により福島県外へ避難されている児童生徒がいじめに遭い、更に教育委員会及び学校がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等に則った適切な対応を行わず、当該児童生徒が深く傷つく結果となった事案が発生したところです。東日本大震災の発生から約5年9月が経過しましたが、震災、原子力発電所事故の影響により、震災前の居住地とは別の地域の学校で受け入れた幼児児童生徒の数は、平成28年5月1日現在で17,644人となっております（別添1）。ついては、文部科学省として、今般の事案を踏まえ、下記のとおり、各学校におけるこれらの児童生徒に対するいじめの有無の確認や配慮等の対応について改めて示すこととしました。なお、既に各教育委員会、学校等において下記の取組を進められている場合にあっては、引き続き取組を強化していただくようお願いします。

貴職におかれては、域内の学校及び学校の設置者において適切に下記の事項について対応が行われるよう御指導いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知を周知くださるよう、願います。

記

1. 学校において在籍する被災児童生徒へのいじめの有無等の確認

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）が在籍している学校においては、個別面談、保護者への連絡等により、当該児童生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか等について個別に確認を行うこと。なお、この確認は、被災児童生徒が周囲に知られる形で行われることを希望しない場合もあるなど、その置かれた状況はそれぞれ異なることから、個別の状況に応じて、当該児童生徒に配慮しながら行うよう留意すること。

いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報を共有し、いじめの事実の有無の確認や被害者への支援等の対応をとること（いじめ防止対策推進法第23条）。

2. 被災児童生徒に対する格別の配慮等

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行う等の格別の配慮が適切に行われているか、各学校において改めて対応を確認すること。

また、引き続き、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付けるとともに、理解を深めることができるよう、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育の充実に努めること。

- ・放射線副読本（文部科学省ホームページより）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1344732.htm

3. 被災児童生徒に対する相談窓口の周知

各教育委員会、学校等において、被災児童生徒、保護者等に対して、いじめ等の問題で悩みを抱えている場合に利用できる相談窓口を周知すること。また、その際には、次の電話相談窓口（別添2）についても併せて周知すること。

- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（全国共通ダイヤル）
- ・ふくしま24時間子どもSOS 0120-916-024（福島県教育委員会）

【本件担当】

（生徒指導について）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話：03-5253-4111（内線3298）

F A X：03-6734-3735

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

(東日本大震災により被災した幼児児童
生徒の学校における受け入れ状況につ
いて)

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室義務教育改革係

電 話 : 03-5253-4111 (内線2007)

F A X : 03-6734-3731

E-mail : syokyo@mext.go.jp

(放射線副読本について)

初等中等教育局教育課程課
教育課程第二係

電 話 : 03-5253-4111 (内線2613)

F A X : 03-6734-3734

E-mail : kyoiku@mext.go.jp